

音楽著作物使用に関する著作権処理について

次の点に気をつけて、著作権処理と明細書の記入を正確に行ってください。

- ①使用できない外国曲や専属曲は使用しない。(減免がありません) また、インターネット上で配布されている著作権フリーの音源は、使用を禁止する。
- ②JASRACが管理しているか否かについてはJASRACのホームページ<http://www.jasrac.or.jp/>から作品データベース検索(JASRAC作品検索サービス『J-WID』)を開き、確実に検索を行う。管理外の楽曲は、管理者の支持に従うこと。
- ③使用したすべての楽曲をJASRACの明細書へ記入する。著作権フリーの楽曲及び自作のオリジナル楽曲と著作権保護期間が過ぎた楽曲は、使用料はかからないので**0円と記入する**。
- ④使用楽曲が、著作権フリーや自作のオリジナル楽曲のみの場合は**明細書の提出はしない**。
- ⑤明細書への記入については、**「校内放送研究No142」(Nコン要項)の記入例**を参考にして下さい。なお、**「校内放送研究No.142」**は、ホームページhttp://www.nhkk.or.jp/ncon/ncon_h/pdf.htmlからダウンロードできます。

著作隣接権処理(音源使用許諾)

音源製作会社へは別添の「音源使用許諾申請書」(コピー)を使って許可申請を行う。会社によっては朱肉による印影がないものを正式な書類としないところがありますので、FAXだけでなく郵送を求めることがあります。また、この段階で、使用料を請求されることもあります。

「明細書」記入の手引き(記入例)を参照

《オーディオ・ピクチャー(AP)部門》

「録音利用明細書」を、JASRACホームページからダウンロードして使用する。

- ①「オーディオディスク」に○をする。
- ②「お申し込み者」欄は、学校名を都道府県から記入する。「ご担当者」は顧問氏名。TELは学校電話番号。「利用者コード」欄は記入しない。
- ③「製品番号」は記入せず、製造数は「1」とする。
- ④「タイトル欄」には応募作品タイトル名を記入し、その後ろに部門名を()書きする。
- ⑤「発売(頒布)西暦年月日」には、「県大会の日」を記入し、定価は「0」円とする。
- ⑥「著作物題名(原題名)」「作(訳)詞者名」「作(編)曲者名」「収録時間」の欄には、使用した音楽著作物についてそれぞれの欄に記入する。アルバムからの場合、アルバム名ではなく楽曲名を記入。支払いの必要のない楽曲や、著作権の消滅した楽曲についても記入し、その旨明記すること。歌詞だけの引用や、楽譜からの曲だけの自演の場合も同

様の処理をし、記入する。

《ビデオメッセージ(VM)部門》

「映像ソフト録音利用明細書」を、JASRACホームページからダウンロードして使用する。

- ①「お申し込み日」は「県大会の日」を記入する。
- ②「映像ソフトタイトル欄」には、応募作品タイトル名を記入し、その後ろに部門名を()書きする。
- ③「申請回数」は「001」、種別は「A」、内容は「30」、用途は「09」をそれぞれ記入する。「発売または頒布年月日」は「県大会の日」を記入する。小売価格は「0」、製造数は「1」、総再生時間は応募作品の再生時間を記入する。
- ④「お申し込み者」欄には学校名を都道府県名から記入する。「ご住所」は学校の住所、TELとFAXは学校の電話とFAX番号を記入する。「ご担当者名」は顧問氏名を記入し、追加製造の予定は「無」に○をする。
- ⑤「作品名」「作詞者名(訳詞者名)」「作曲者名(編曲者名)」「音楽出版社名」「収録時間」「iVM」の欄には、使用した音楽著作物についてそれぞれの欄に記入する。アルバムからの場合、アルバム名ではなく楽曲名を記入。「音楽出版社名」欄は使用しない。iかVかを記入する。支払いの必要のない楽曲や、著作権の消滅した楽曲についても記入し、その旨明記すること。歌詞だけの引用や楽譜からの曲だけの自演の場合も同様の処理をし、記入する。

使用料の計算

JASRAC管理の音楽著作物は1曲5分までについてラジオは210円、テレビは420円(消費税込み)を明細書の記入例にならって余白に書き込む。使用料のかからないものについては0円とし、合計金額を計算し欄外に記入する。(この金額は外国曲や専属曲には適応されません。)

台本への記載と書類のコピーの添付

使用した音楽著作物は、他の著作物とともにすべてを「使用著作物一覧(様式1-3)」に記載し、台本の末尾に添付する。著作権フリーのもの、自作したものについてはそれが分かるように必ず明記する。「音源使用申請に対する回答書」と録音利用明細書(JASRAC)のコピーも台本末尾に添付する。

明細書の提出と使用料の支払い

各学校は県大会の作品提出の際、台本に添付した録音利用明細書(JASRAC)のコピー以外に、もう1枚録音利用明細書のコピーを用意し、それと合計金額を受付に提出する。